

入札心得

北九州市公告第844号（令和7年12月12日付）（以下「公告」という。）に基づく一般競争入札は、地方自治法、同法施行令、本市契約規則及びその他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

入札参加者は事前によく読み、間違いないようにしてください。

1 入札の準備

- (1) 見積にあたっては、仕様書、入札説明書等をよく確認してください。
- (2) 仕様書等に疑義があるときは、質問票を用いて関係職員に説明を求めてください。

2 入札書の記入

- (1) 入札書は、所定の様式を使用してください。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記入し、印鑑は本市に届け出のものを押印してください。（共同企業体の場合は、代表構成員が市に登録した届出印を押印してください。）
- (4) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印してください。ただし、入札金額の訂正はできませんので、その場合は入札書を再作成してください。

3 入札の方法

- (1) 入札は、入札書、見積明細書、技術及び業務遂行計画書等（以下、「入札書等」という。）の提出をもって行うものとし、郵送による入札も可とします。
- (2) 入札書等は入札公告に示した日時までに提出（郵送による提出の場合は、期限までに配達証明付き書留郵便にて必着）してください。期限までに到着しないときは、入札に参加できませんので、遅れないよう十分注意してください。
- (3) 提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

4 入札保証金の納付

入札保証金を納付したときは、金融機関の領収日付印の押印を受けた納付書（払込書）の写しを入札書等の提出までに北九州市環境局循環社会推進部施設課へ提出してください。

5 入札の辞退

- (1) 本入札への参加を辞退する場合は、「入札辞退届」を令和8年1月26日（月）までに「12 担当課」へ提出してください。（郵送による提出の場合は、期限までに配達証明付き書留郵便にて必着）
- (2) 入札を辞退したこと、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。

6 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消します。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効となりますので注意してください。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき
- (2) 入札保証金を納付すべき入札者が入札保証金を納付しないとき又はその額が不足するとき
- (3) 入札書等に虚偽の記載をした者が入札したとき
- (4) 入札書に入札者の記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき
- (5) 所定の入札書によらない入札をしたとき又は入札書の記載事項が判読できないとき
- (6) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき
- (7) 前各号のほか、指示事項に違反したとき

8 入札に参加できない場合

次のいずれかに該当する場合は入札に参加することができません。

- (1) 入札説明会に参加していないとき
- (2) 期日までに入札参加表明書を提出していないとき
- (3) 期日までに入札書等を提出していないとき

9 落札者の決定

- (1) 入札者が提出した入札書等をもって総合評価を行います。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者で、入札金額と技術及び業務遂行計画書等の内容によって算出された評価値の最も高い者を落札者とします。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者によるくじ引きで落札者を決定します。
- (3) 詳しくは「プラスチック使用製品廃棄物再商品化等業務委託落札者決定基準」に記載します。

10 再度入札

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者がいないときは、再度の入札を行います。
この場合は別途通知を行います。
- (2) 再度入札の回数は、原則として1回とします。
- (3) 第1回目の入札における入札辞退者、入札遅刻者、無効の入札をした者は、再度入札に参加することができません。

11 異議の申立て

入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

12 担当課

環境局循環社会推進部施設課（電話番号582-2184）